

令和 7 年度

堀川南小学校いじめ防止基本方針

(2 1) 富山市立堀川南小学校

目 次

1 堀川南小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
2 本校のいじめの実態と課題について	1
(1) 本校の実態	1
(2) 本校の課題	1
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取組	2
(2) いじめの早期発見のための取組	2
(3) いじめが起きたときの対応	3
4 重大事態への対処について	9
(1) 重大事態とは	9
(2) 重大事態についての留意事項	9

1 堀川南小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立堀川南小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「堀川南小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるようを行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

なお、こうした取組に当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・深く考えずに暴言を吐いたり、暴力を振るったりして相手の心を傷付ける事案が多いです。また、その中で仲間外れにするような言動が見られます。
- ・陰口やSNS上での悪口を人づてに被害児童が耳にすることにより、人間関係が悪化し、互いを傷付け合う言動が継続していくことがあります。

(2) 本校の課題

- ・どの学年においても友達関係のトラブルがあるので、未然防止の指導の充実、児童理解に努める必要があります。
- ・冷やかしやからかい、悪口等、言葉によるものが多いので、ちくちく（相手を不快にさせる）言葉を使わないような情操を育んだり、ぽかぽか（相手がうれしくなる）言葉を進んで使うような言語環境を構築したりするなどの教育活動に努めなければなりません。
- ・周りに迷惑をかけたくないという思いや、大人に相談することで状況が悪化すると考える児童が多いため、早期の解決に至らないことがあります。相談することで状況がよくなると感じられるよう教師と児童との信頼関係の構築を大切にしていく必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくり「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・道徳教育を要として、学校の教育活動全般においていじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※ 参照 8 P 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くもち、子供たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。（報告→連絡→相談→確認→報告）
- ・定期的なアンケート調査（毎月1回）や教育相談（学期に1回）を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。また、一人1台端末上の「そうだんひろば」「こどもそうだん」を活用し、子供たちの悩みを把握し、解消に向けて働きかけます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室等の相談窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

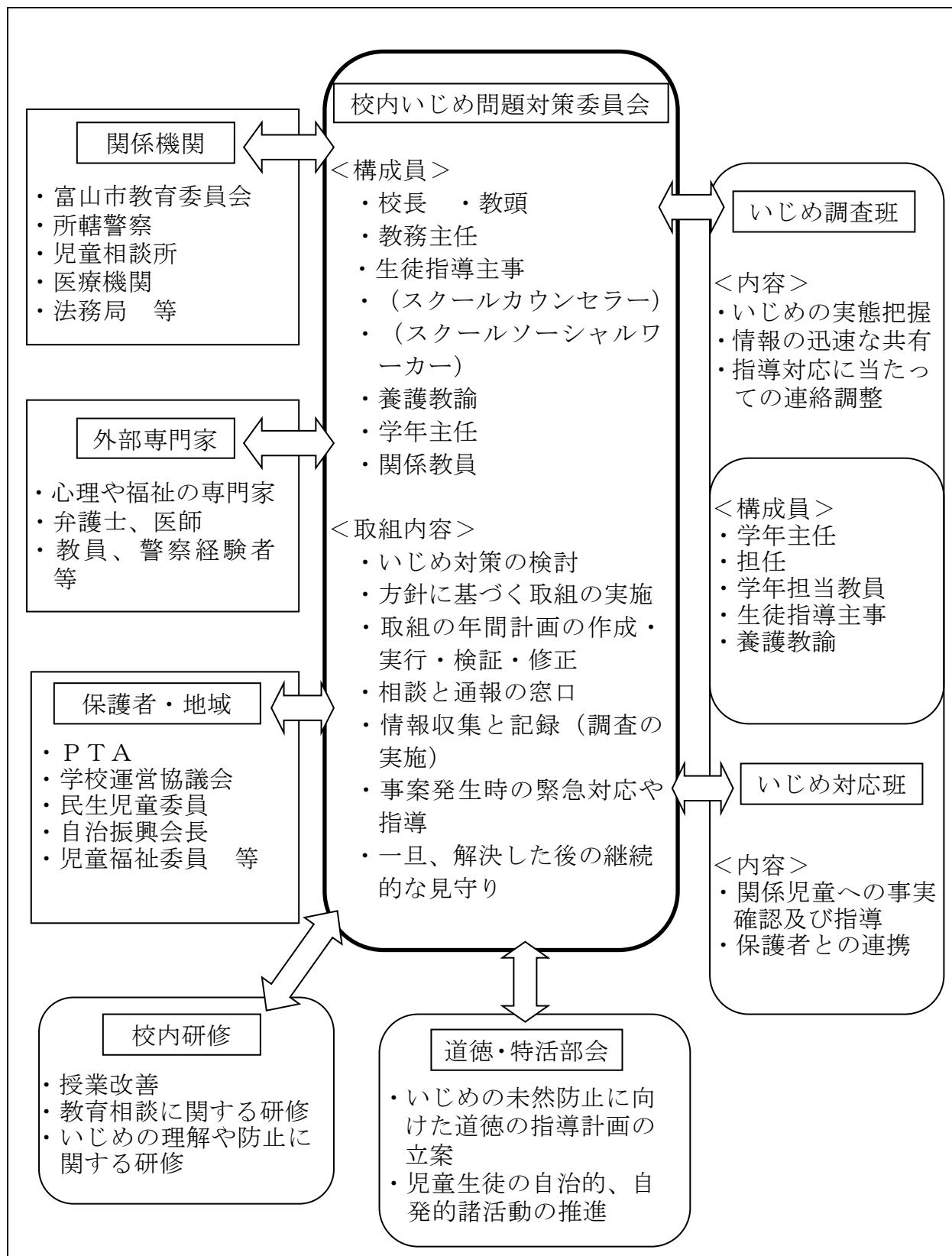
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
 - ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
 - ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「校内いじめ問題対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ※ 参照① 5 P 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
② 7 P 【図2 いじめが起こったときの組織的対応の流れ】
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
 - ・児童の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景に目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて市教委や県教委の指導を仰ぎ、プロバイダに対して速やかに削除を求めます。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

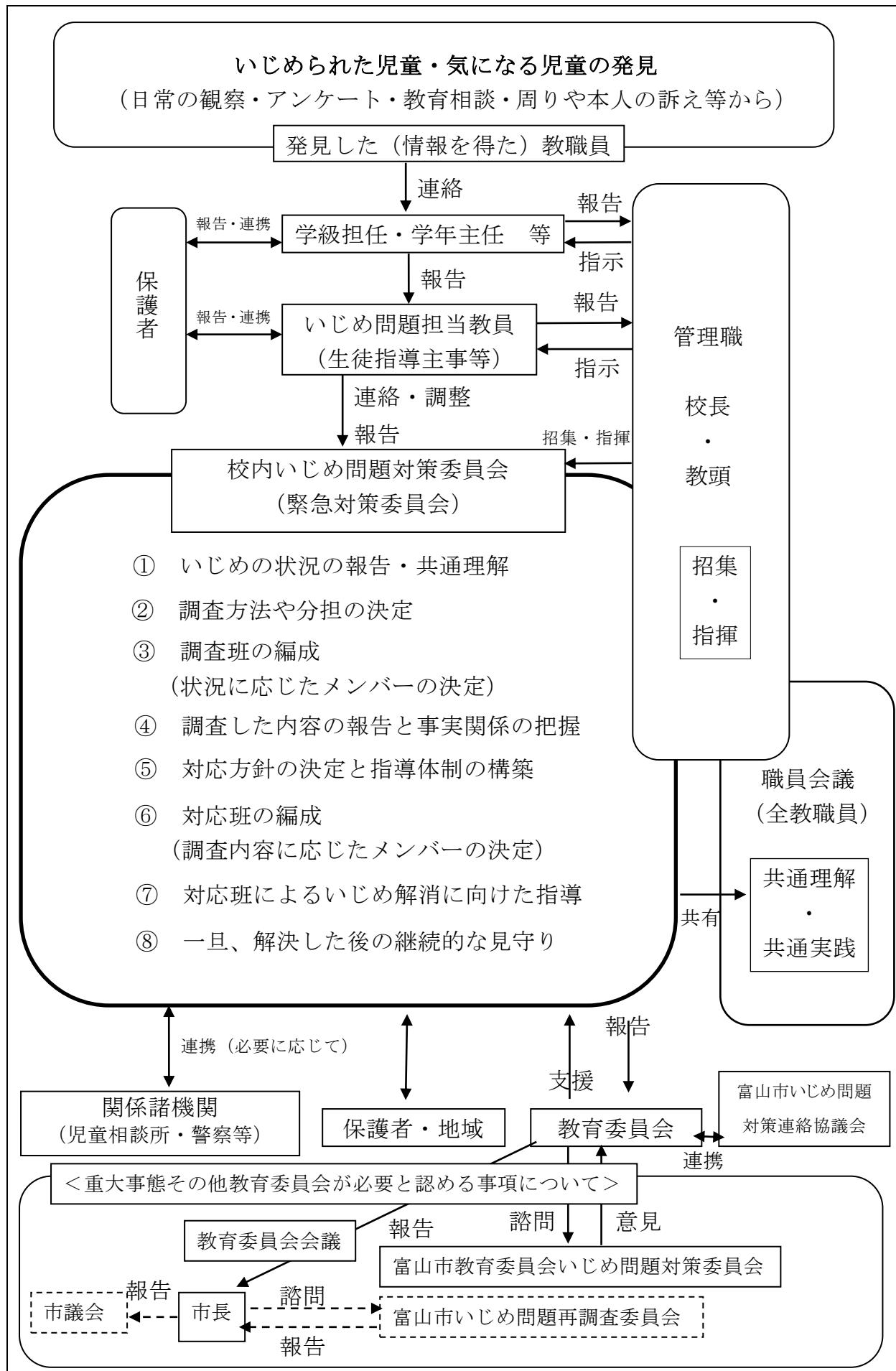
(法第22条に基づく組織 <必置>)



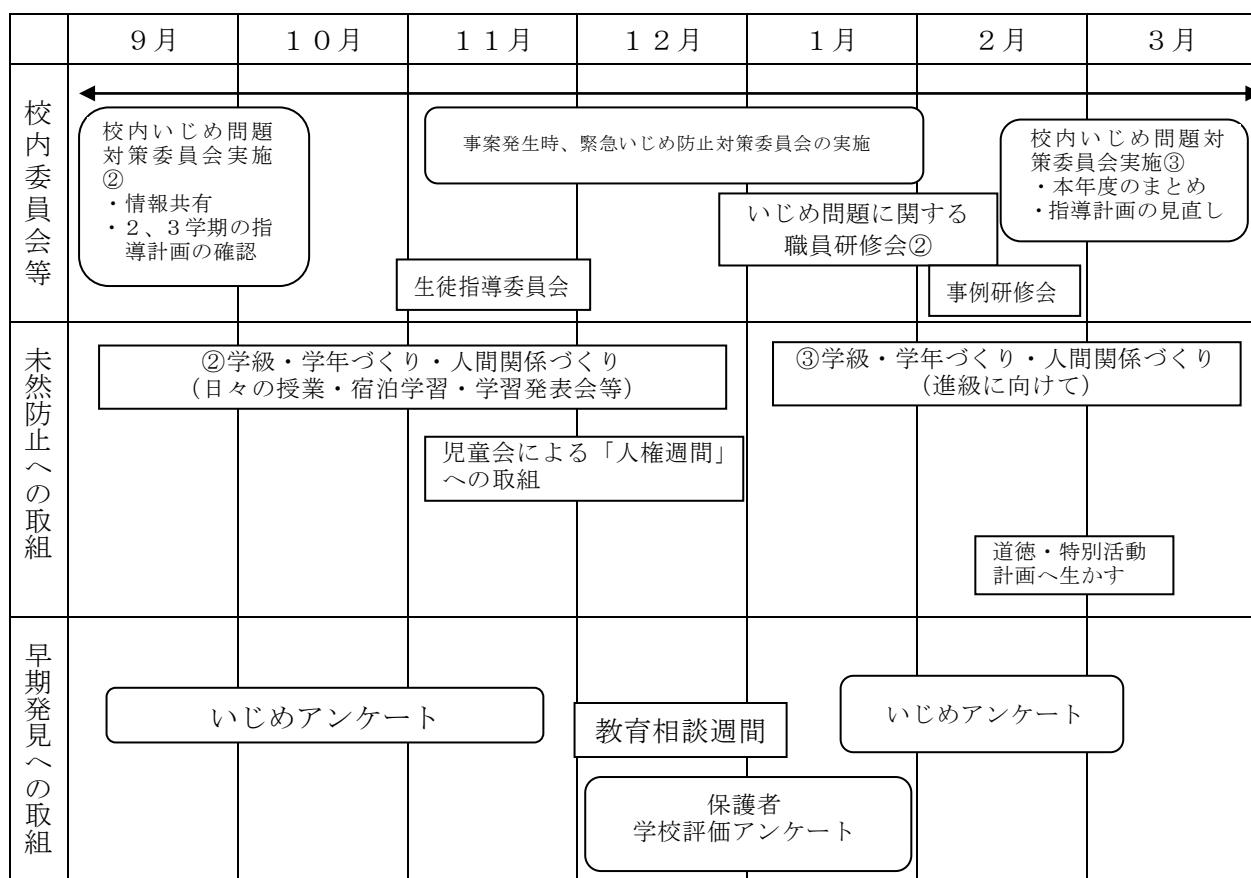
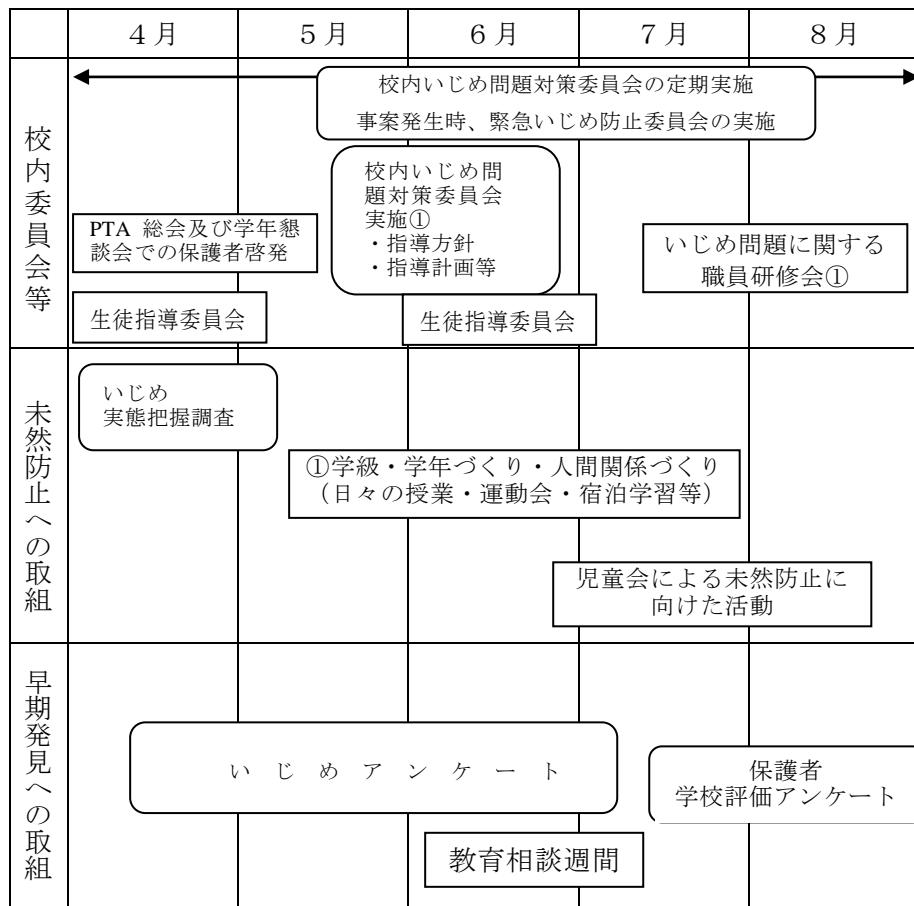
【表1 校内いじめ問題対策委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校長		総 括		
教頭			対応班	
教務主任		調査班		
生徒指導主事		調査班		
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー		調査班	対応班	
各学年主任		調査班	対応班	
養護教諭		調査班		
担任等関係教員		調査班	対応班	

【図2 いじめが起こったときの組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは（※いじめ防止対策推進法第28条より）

- | | |
|--|---------------------------|
| ① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 <ul style="list-style-type: none">・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合・<u>転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合</u> | これらがいじめによるものである疑いが生じているとき |
| ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする。） <ul style="list-style-type: none">・一定期間連続して欠席している場合 | |
- これらがいじめによるものである疑いが生じているとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。
- ・申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校組織による調査を実施し、事実関係の確認を行います。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。